

労働安全衛生法に定める
健康診断に関する申出書

(あて先)

札幌市長
札幌市交通事業管理者
札幌市水道事業管理者
札幌市病院事業管理者

届出年月日

令和〇年〇月〇日

●契約等の権限を支店に委任している場合でも、**本店の内容**を記入してください。

役職等は申請システムに入力した内容と一致させてください。

参加資格者（本店）

所在地 東京都〇〇区〇〇町1丁目〇-〇
商号又は名称 〇×設備(株)
代表者職氏名 代表取締役 〇〇 □□
電話・FAX 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

令和8～11年度の札幌市の役務の提供に係る競争入札参加資格の審査にあたり、当社は、**労働安全衛生法に定める健康診断を実施していること**（法令の対象となる労働者を雇用していない事業者にあつては、健康診断を実施する義務がないこと）を申し出ます。

- 注) 1 この申出書は、**建物清掃業、警備業、建物設備等保守管理業のいずれかに申請する方のみ**提出して下さい。
- 2 本社または札幌市内の支店等を管轄する労働基準監督署に「定期健康診断結果報告書」を提出し、事業者控えとして労働基準監督署受付済の報告書の写しを交付されている場合は、当該報告書の写しを提出して下さい。その場合、本申出書は提出不要です。
- 3 この申出書の内容が虚偽であることが判明した場合、入札参加資格の登録を取消す場合があります。

(参考)

労働安全衛生法第66条第1項

事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断（中略）を行わなければならない。

労働安全衛生規則第44条

事業者は、常時使用する労働者（第45条第一項に規定する労働者を除く。）に対し、1年以内ごとに1回、定期に、（中略）医師による健康診断を行わなければならない。

労働安全衛生規則第52条

常時50人以上の労働者を使用する事業者は、健康診断（第44条又は第45条の健康診断であつて定期のものに限る。（中略））を行なったときは、遅滞なく、（中略）所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

労働安全衛生法に定める 健康診断に関する申出書

(あて先)

届出年月日

年 月 日

札幌市長
札幌市交通事業管理者
札幌市水道事業管理者
札幌市病院事業管理者

参加資格者（本店）

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

電話・FAX

令和 8 ～11 年度の札幌市の役務の提供に係る競争入札参加資格の審査にあたり、当社は、労働安全衛生法に定める健康診断を実施していること（法令の対象となる労働者を雇用していない事業者にあつては、健康診断を実施する義務がないこと）を申し出ます。

- 注) 1 この申出書は、建物清掃業、警備業、建物設備等保守管理業のいずれかに申請する方のみ提出して下さい。
- 2 本社または札幌市内の支店等を管轄する労働基準監督署に「定期健康診断結果報告書」を提出し、事業者控えとして労働基準監督署受付済の報告書の写しを交付されている場合は、当該報告書の写しを提出して下さい。その場合、本申出書は提出不要です。
- 3 この申出書の内容が虚偽であることが判明した場合、入札参加資格の登録を取消す場合があります。

(参考)

労働安全衛生法第 6 6 条第 1 項

事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断（中略）を行わなければならない。

労働安全衛生規則第 4 4 条

事業者は、常時使用する労働者（第 4 5 条第一項に規定する労働者を除く。）に対し、1 年以内ごとに 1 回、定期に、（中略）医師による健康診断を行わなければならない。

労働安全衛生規則第 5 2 条

常時 5 0 人以上の労働者を使用する事業者は、健康診断（第 4 4 条又は第 4 5 条の健康診断であつて定期のものに限る。（中略））を行なったときは、遅滞なく、（中略）所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。